

広島県告示第百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

豊田郡大崎上島町

二 調査を行った期間

平成二十年五月から平成二十年八月まで

三 成果の名称

豊田郡大崎上島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

豊田郡大崎上島町木江の一部

五 認証年月日

平成二十年二月九日